

令和6年(行ウ)第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

被告第3準備書面

令和8年1月26日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

浅	海	俊	介	
伊	藤	達	也	
齋	藤		大	
佐	藤	良	訓	
外	山	詳	子	
佐	藤		亘	
谷	岡	朋	貴	
山	田	慎	悟	
加	藤	政	樹	
加	藤	俊	介	
小	林	茉	由	
鈴	木	祥	吾	

高 橋



山 岡 雄



被告は、本書面において、原告の2025（令和7）年8月29日付け第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）に対し、第4回口頭弁論期日における裁判所の釈明も踏まえ、必要と認める範囲で被告の主張を行うとともに、原告の同年11月4日付け第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）における求釈明に対応する。

なお、略語等は従前の例による。

第1 原告第5準備書面について

1 原告の主張

原告は、令和6年6月末日時点で、司法修習第39期の裁判官（簡易裁判所判事を除く。以下同じ。）のうち、原告ほか1名を除く17名が、高等裁判所長官、高等裁判所の部総括、高等裁判所支部長、知的財産高等裁判所長、地方裁判所長、家庭裁判所長又は司法研修所長（以下、併せて「所長等」という。）の職にあったことを指摘するとともに（原告第5準備書面1(2)・2ページ）、同日時点の判事1号又は判事2号の裁判官の9割近くが原告より後に司法修習を行った者（司法修習第40期以下）であったと推測し、「昇給において原告がこれほど多くの後輩（40期以降の裁判官）に追い抜かれていることからすれば、不当な差別ではないと説明するためには、例えば原告の評価が他の裁判官と比較してずば抜けて低かった等、実体面で相当重大な事情があったことの説明が必要である」、「もし、被告がこのまま実体面の説明をしないならば、裁判所において、原告の昇給に関する不当な差別があったものと認定すべきである」などと主張する（同3・3及び4ページ）。

2 被告の反論

- (1) 判事1号ないし判事3号の報酬額等からして、判事3号の報酬を支給されていた原告について、「昇給に関する不当な差別」があったなどとはいえないこと

ア 原告が本件訴えを提起した時点(令和6年7月2日)で支給されていた判事3号の報酬月額、答弁書第4の2(3)ウ(1・1ページ)のとおり、96万8000円であるところ(令和6年法律第76号による改正前の裁判官報酬法に基づく金額。以下、裁判官の報酬額に言及する場合は同法に基づく金額を記載する。)、これは一般職の国家公務員にあっては本府省の重要な業務を所掌する局の長に代表される指定職5号俸の俸給月額に相当する金額である。また、原告が支給されるべきであったと主張する判事1号又は判事2号の報酬月額は、それぞれ、117万8000円、103万8000円であるところ、これは一般職の国家公務員にあっては、それぞれ、事務次官に代表される指定職8号俸の俸給月額、外局の長官に代表される指定職6号俸の俸給月額に相当する金額である(乙第6号証15ページ、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第一レ「指定職俸給表号俸別標準職務表」参照。上記「指定職俸給表号俸別標準職務表」の内容は別表1のとおり。)。なお、指定職職員の占める官職は、行政官庁の幹部職等であり、その俸給月額を定めるに当たっては企業規模500人以上の民間企業における常勤役員の報酬も参考とされている(乙第15号証6ページ、乙第16号証141ページ)。

イ 以上のとおり、原告が本件訴えを提起した時点で得ていた判事3号の待遇は、行政官庁の幹部職(一般職の国家公務員における本府省の重要な業務を所掌する局の長級)を担っている者が得ている待遇であった。上記官職は、民間企業でいえば役員の職に相当するといえるのであって、このような極めて高い待遇を既に得ている状況において、更に上位の待遇が、経験年数といった画一的な要素により原則一律に付与されることは、官民を問わず通常考え難いものである。

ウ 裁判官においては、答弁書第4の2(2)イ(9及び10ページ)のとおり、司法修習を終了して判事補に任命された後、約20年間、判事4号ま

では、職権行使の独立を給与面からも担保する必要があることなどから、司法修習の同期の者はおおむね同時期に昇給する運用としている一方、判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して決定されており、このような運用は、いわゆる弁護士任官者であっても変わるものではない。原告の報酬の号も、このような運用のとおり定められ、判事3号まで至ったものであるが、更に上位の待遇（判事1号又は判事2号）について、単に経験年数を重ねることで原則一律に付与されるわけではないことは、上記の運用からはもちろん、前記ア及びイに照らしても明らかである。

エ 原告は、前記1のとおり、令和6年6月末日時点の判事1号又は判事2号の裁判官の9割近くが司法修習第40期以下であったなどと推測し、これを前提に、「もし、被告がこのまま実体面の説明をしないならば、裁判所において、原告の昇給に関する不当な差別があったものと認定すべきである」などと主張するが、以上によれば、そのような推測に係る事実の存否について明らかにするまでもなく、判事3号の報酬を支給されていた原告について、単に経験年数のみを理由に、「原告の昇給に関する不当な差別があった」などということとはできない。

(2) 原告が所長等の職を経験していないことは「原告の昇給に関する不当な差別」を何ら裏付けるものではないこと

ア 原告は、前記1のとおり、令和6年6月末日時点で、司法修習第39期の裁判官のうち、原告ほか1名を除く17名が所長等の職にあったことを殊更指摘しており、その趣旨は、このような同期の裁判官に対する処遇と比較して、原告が、令和7年3月末日の退官に至るまで、所長等の職を経験することがなかったことをもって、「原告の昇給に関する不当な差別があった」旨を主張するものと解される。

イ しかし、裁判官として経験年数を重ねた者であっても、所長等の職を経

験していない例は少なくない。

すなわち、平成27年度から令和6年度までの10年間に裁判官を退官した者（退官時に最高裁判所判事又は高等裁判所長官であった者を除く。以下、本項において同じ。）のうち、所長等の職を経験した者（以下「所長等経験者」という。）とそれ以外の者（以下「所長等未経験者」という。）の人数を整理した結果は、別表2のとおりであるところ、同期間中に退官した裁判官のうち、所長等経験者が285名であるのに対し、所長等未経験者は425名であり、後者は退官者全体の約59.9%を占めている。また、上記の退官者数には経験年数の浅い者が含まれていることを踏まえ、上記の期間に裁判官を定年退官した者に限って検討しても、所長等経験者が193名であるのに対し、所長等未経験者は80名であり、後者は定年退官者全体の約29.3%を占めている。

このように、過去10年間という長期にわたるデータからすれば、裁判官を退官した者の多くは、所長等の職を経験しておらず、65歳で定年退官した者であっても、3割近くは所長等の職を経験していないのであって、原告が、定年まで約2年7か月を残した時点で所長等の職を経験しないまま退官したことが特異な例であるとはおよそいえない。

ウ また、そもそも、司法修習第39期で裁判官に任官した者のうち、その相当数は、令和6年6月末日までに退官している。

すなわち、司法修習第39期については、司法修習終了時（昭和62年）には62名が判事補に任官し（乙第17号証）、その後原告を含めた弁護士任官者が加わったにもかかわらず、令和6年6月末日時点で現職の裁判官であったのは、原告を含め19名にとどまり、同日までに相当数の者が退官している。

そうすると、司法修習第39期の裁判官任官者のうち、令和6年6月末日時点で現職の裁判官であった者はその一部にすぎないのであって、そ

のような一部の者に対する処遇と、原告に対する処遇を比較すること自体、およそ意味のあるものではない。

エ したがって、原告が、令和7年3月末日の退官に至るまで、所長等の職を経験することがなかったという事実をもって、「原告の昇給に関する不当な差別」があったことは何ら裏付けられない。

(3) 小括

以上の次第であるから、「原告の昇給に関する不当な差別」は存在せず、原告の主張には理由がない。

第2 原告第7準備書面の求釈明に対する回答等

- 1 原告は、被告に対し、「追加の求釈明」(原告第7準備書面第2・5ページ)として、名古屋高等裁判所が最高裁判所に提出した「昇給候補者名簿」に原告が登載されていたかどうかを明らかにすることや、登載されていた場合にその記載内容を明らかにすること、「昇給候補者名簿」の書式や記載事項を明らかにすること等を求めている。しかし、原告が回答を求める事項は、いずれも、本件の争点と関係しないものであり、そもそも、前記第1のとおり、「原告の昇給に関する不当な差別」があったとは到底いえないのであるから、回答の要を認めない。
- 2 原告は、被告に対し、「再度の求釈明」(原告第7準備書面第3・5ないし7ページ)として、原告第2準備書面第2の3(2)(5及び6ページ)並びに同第2の4①及び②(いずれも7ページ)の求釈明事項に回答するよう、改めて求めている。しかし、被告の令和7年5月8日付け第1準備書面(以下「被告第1準備書面」という。)第2の2柱書き(5ページ)のとおり、上記各求釈明事項は、いずれも、本件の争点と関係しないものであり、そもそも、前記第1のとおり、「原告の昇給に関する不当な差別」があったとは到底いえないのであるから、回答の要を認めない。

なお、原告は、原告第2準備書面第2の4③イ（7及び8ページ）の求釈明事項について、「青年法律家協会などの団体加入が考慮されているのかという求釈明に対し、被告は、（中略）直接的な回答を避けている」旨主張する（原告第7準備書面第3の3・7ページ）が、被告第1準備書面第2の1(2)（5ページ）で回答したとおり、裁判官の人事評価を行うに当たって、個々の裁判官の考え方や思想を評価の対象とすることはないのであって、原告が指摘するような団体加入の有無が評価の対象となることもない（乙第18号証・3ページ）。

以上

別表 1

人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第一レ

「指定職俸給表号俸別標準職務表」

号俸	標準的な職務
1号俸	特に重要な業務を所掌する管区機関の長の職務
2号俸	本省の部長の職務
3号俸	本省の重要な業務を所掌する部の長の職務
4号俸	本省の局長の職務
5号俸	本省の重要な業務を所掌する局の長の職務
6号俸	外局の長官の職務
7号俸	特に規模の大きい外局の長官の職務
8号俸	事務次官の職務
備考	
1 この表において「本省」とは、府、省又は外局の内部部局をいう。	
2 この表において「外局」とは、外局として置かれる庁をいう。	
3 この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。	

別表2

平成27年度から令和6年度までの退官者数

	退官者		退官者のうち		退官者のうち	
	定年	定年以外	所長等経験者	うち定年退官	所長等未経験者	うち定年退官
H27年度	32	32	34	24 (75.0%)	30	8 (25.0%)
H28年度	18	40	24	14 (77.8%)	34	4 (22.2%)
H29年度	22	38	23	17 (77.3%)	37	5 (22.7%)
H30年度	31	43	39	24 (77.4%)	35	7 (22.6%)
R1年度	16	36	20	11 (68.8%)	32	5 (31.3%)
R2年度	26	44	27	19 (73.1%)	43	7 (26.9%)
R3年度	39	50	34	24 (61.5%)	55	15 (38.5%)
R4年度	27	50	25	16 (59.3%)	52	11 (40.7%)
R5年度	30	54	25	19 (63.3%)	59	11 (36.7%)
R6年度	32	50	34	25 (78.1%)	48	7 (21.9%)
合計	273	437	285	193 (70.7%)	425	80 (29.3%)

※退官者数は退官時に認証官(最判・高裁長官)である者を除いた数値